

審査基準

年 月 日作成

法令名：風俗営業等適正化法
根拠条項：第9条第1項
処分の概要：営業所の構造又は設備の変更の承認
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法令の定め： 風俗営業等適正化法第3条第2項（公安委員会が付した条件）、第4条第2項第1号（構造及び設備の技術上の基準）、第9条第2項（承認の基準） 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第1条第1号～第3号（変更承認申請書の添付書類） 風俗営業等適正化法施行規則第1条（変更承認申請書の提出）、第8条（構造及び設備の技術上の基準）、第20条（変更の承認の申請）
審査基準：
標準処理期間：別紙のとおり
申請先：
問い合わせ先：
備考： 法令の定め解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（平成22年7月9日 警察庁生活安全局）第11の8及び第16の1を参照すること。